

緊急事態宣言を受けて、町長メッセージ

4月16日(木)、政府におきまして「緊急事態宣言」が鹿児島県に発令されました。これは、ゴールデンウィークを前にして地域間の移動を制限し、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するため、全国に向け発出したものです。

現在、鹿児島県においては、4月20日現在感染者が10例発生しています。

屋久島町では宮之浦港で、鹿児島県は屋久島空港や高速船ターミナル等で水際対策を実施して、町ではまだ感染者は発生していませんが、いつ発生してもおかしくない状況となっています。

緊急事態宣言を受け、町の観光施設、体育館、陸上競技場などの体育施設、各中央公民館、各図書室、歴史民俗資料館などは、5月6日までは利用できないことになりました。ただし、屋外施設で個人的に利用するときは特に問題ありません。

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を受け、鹿児島県も医療機関への通院、食料など生活必需品の買い出し、職場への必要な出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を控えるよう県民に要請しています。

町民の皆様もこれに倣い、自分の命、大切な人の命を守るため、不要不急の外出を控えていただくようお願いします。特に「三つの密」と呼ばれる密閉空間・密集場所・密接場面はさけて、外出後はこれまで行ってきた、うがい、石鹸やアルコール消毒液などでこまめに手を洗うことを続けてください。

また、飲食料品や生活必需品の小売店などは通常通り営業されますので、買いだめなどせず冷静な対応をお願いします。

町での感染を防止するためには、町民一人ひとりが命を守るという自覚を持って、行動することが大切ですので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

令和2年4月20日
屋久島町長 荒木 耕治